

## 市民体育祭ゲートボール大会競技規程

- 第1項 参加資格は、さくら市在住者で年齢・性別は問わない。  
ただし、行政区内に現に居住していない者であっても、過去に居住したことがある場合、当該行政区から出場できることとする。(以下「ふるさと選手」という。) ふるさと選手として参加できる者は以下①、②、③の条件を満たすこととする。また、ふるさと選手は1名まで認める。
- ① 過去に5年以上当該行政区内に居住したことがあること。
  - ② 大会当日、市内に居住している者がふるさと選手として過去に居住していた行政区から出場する場合は、現に居住する行政区関係者の了承を得ること。
  - ③ 5年以上居住したことがある地区が市内に2ヶ所以上ある者についての本大会でのチーム登録は1チームまでとする。
- 第2項 大会への参加は、行政区より1チームとする。
- 第3項 競技進行時のルール並びに審判は、(公財)日本ゲートボール連合の現行公式競技規則による。
- 第4項 コートは、20m×15mで行う。
- 第5項 予選リーグと決勝トーナメントを行う。
- 第6項 用具(スティック・ゼッケン)は各チーム持ち寄りとする。  
※ゼッケンが無いチームは、ゲートボール協会が用意する。
- 第7項 チームは5名の競技者及び3名以内の交代競技者によって構成し、うち1名を主将とする。
- 第8項 大会審判は、主催者が委嘱した者がこれにあたるが、大会運営上都合により各チームよりご協力をお願いすることがある。
- 第9項 異議申し立ては、主将を通じて主審に申し出る。
- 第10項 同点順位で勝敗が決しないときは、競技終了時点の両チームの打順競技者全員により第1ゲートの通過を競い、通過したボールの数が多きチームの勝ちとする。それでも勝敗が決しないときは、1番及び2番の打順競技者で第1ゲートの通過を競い、更に決しないときは順次2人の打順競技者により通過を競い勝敗を決する。

第1 1項 大会中におきた軽微な負傷については、本部で応急処置を行なうが、大会に出場するものは、スポーツ傷害保険に加入すること。

第1 2項 その他、細部については本会議において決定する。